中標津町告示第９１号

公示送達書

令和　８年１０月１９日付けをもって発布した下記の者に係る書類（督促状）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当町民生活部住民保険課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年11月2日

中標津町長　　西　村　　穣

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
1	令和８年度後期高齢者医療保険料　第３期　督促状	小泉　節子

※　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。